

安芸太田町告示第37号

安芸太田町物品等公募型見積合わせ実施要綱を次のように定める。

平成28年6月1日

安芸太田町長 小坂 眞 治

安芸太田町物品等公募型見積合わせ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品等の発注に係る公募型見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）の実施に関し、安芸太田町財務規則（平成16年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 見積合わせの対象とする契約は、規則第97条に基づく随意契約のうち、契約担当職員が必要と認めたものとする。

(参加資格)

第3条 見積合わせに参加しようとする者は、次の各号に定めるすべての事項を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 安芸太田町税、消費税及び地方消費税に係る納税義務がある者において滞納がないこと。
- (3) 見積書提出期限日において町入札参加資格者名簿に登録され、指定する品目種別等の認定を受けていること。
- (4) 公募日から見積書提出期限までの間のいずれの日においても町の指名除外を受けていないこと。
- (5) 当該契約の履行に必要な許可、認可等を受けていること。
- (6) 企業規模要件、実績要件及び地域要件を設定した場合において、すべての要件を満たす者であること。
- (7) その他契約担当職員が特に必要と認める要件がある場合は、それを満たす者であること。

(公募方法)

第4条 契約担当職員は、見積合わせへの参加に必要な事項を定めた物品等見積合わせ情報（以下「見積合わせ情報」という。）を作成し、町ホームページへの掲載により公募を行うものとする。

2 前項の掲載期間は、原則10日間以上とする。ただし、急を要する場合は5日間以上とすることができる。

(仕様書等)

第5条 契約担当職員は、見積合わせ情報に定めるところにより仕様書及び図面その他関係資料（以下「仕様書等」という。）を交付又は閲覧に供するものとする。

2 見積合わせに参加しようとする者において、仕様書等に関する質問がある場合は、見積書提出期限の2日前（閉庁日を除く。）までに口答又は書面により直接発注課等担当者に対して行うものとする。

3 発注課等担当者は、前項の質問について見積書提出期限の1日前（閉庁日を除く。）までに口答又は書面により回答するものとする。

4 契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、仕様書等の内容について現場説明会等を実施することができる。

（見積書の提出方法）

第6条 見積合わせに参加しようとする者は、見積合わせ情報及び仕様書等の定めるところにより、見積書を作成し、指定する期限までに所定の場所に提出しなければならない。

2 見積書及び添付書類は、案件ごとに封かんし、その表面に契約件名を記載しなければならない。

3 見積書及び添付書類の受付後は、訂正、再提出及び撤回を認めないものとする。

4 見積書その他関係書類の作成及び提出に要する費用は、見積書作成者の負担とする。

（無効の見積り）

第7条 次の各号に掲げる見積りは、無効とする。

（1）見積合わせに参加する者に必要な資格のない者が見積書を提出したとき。

（2）見積りを取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

（3）見積参加者が2以上の見積書を提出したとき。

（4）他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積書を提出したとき。

（5）見積参加者が連合して見積書を提出したとき。

（6）必要な記載事項を確認できない見積書を提出したとき。

（7）その他契約担当職員において定めた見積合わせに関する条件に違反したとき。

（契約の相手方の決定方法）

第8条 見積書は、提出期限到来後、速やかに一斉に開封するものとする。なお、見積書を提出した者（以下「見積者」という。）は、見積書の開封に立会できるものとする。

2 契約担当職員は、次の方法により、契約の相手方の候補となる者（以下「審査対象者」という。）を決定するものとする。

（1）予定価格の制限の範囲内の見積者について、見積価格の低い順に審査順位を定めた上で、当該最低価格見積者を審査対象者として決定する。ただし、同価の最低価格見積者が2人以上あるときは、その場で直ちに当該見積者にくじを引かせて審査対象者を決定する。ただし、見積合わせに立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該契約事務に関係しない職員にくじを引かせるものとする。

（2）最低見積価格が予定価格を超えている場合は、最低価格見積者との価格交渉の上、審査対象者を決定するものとし、価格交渉が成立しない場合は、順次、見積価格の低い見積者と価格交渉を行うものとする。ただし、同価の最低価格見積者が2者以上あるときは、当該最低価格見積者による再度の見積合わせを行い、審査対象者を決定する。

3 契約担当職員は、次の方法により、審査対象者に係る参加資格の審査を行い、契約の相手方を決定するものとする。

（1）参加資格について基づき、審査対象者を審査するものとする。

（2）前号の結果、審査対象者に係る参加資格を確認できた場合は、当該審査対象者を契約の相手方として決定し、次順位以降の審査を行わないものとする。

(3) 第1号の結果、審査対象者に係る参加資格を確認できなかった場合は、その者の見積りの無効を決定し、当該審査対象者に理由を付して連絡するものとする。

(4) 前号により審査対象者が不在となった場合は、審査順位における次順位の者を審査対象者として審査を行い、以降、参加資格を有していることが確認できるまで同様の手続により審査を行うものとする。

(契約の締結)

第9条 契約の締結は、規則で定めるところによるものとする。

(見積合わせの不成立)

第10条 見積合わせは、参加者がいないとき、参加資格を満たす者がいないとき又は価格交渉が成立しないときは成立しない。

2 前項により、再度公募の時間がない場合その他特段の事情がある場合は、随意契約により契約の相手方を決定することができるものとする。

(見積合わせの取下げ)

第11条 契約担当職員は、契約の相手方を決定するまでは、見積合わせを取り下げることができるものとする。

(見積合わせ結果の公表)

第12条 契約担当職員は、本要綱に基づき実施した見積合わせの結果を閲覧に付すものとする。

(1) 契約件名

(2) 契約の相手方

(3) 契約金額(税込)

(4) 契約日

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。